



てき丸君News 第40号

発行：公益社団法人全国産業廃棄物連合会
 〒106-0032 東京都港区六本木3丁目1番17号
 TEL 03-3224-0811 FAX 03-3224-0820
<http://www.zensanpairen.or.jp>

第7回定時総会を6月16日に開催

当連合会の第7回定時総会を、6月16日に東京・港区元赤坂の明治記念館で開催しました。

今回の定時総会は、一般社団法人岡山県産業廃棄物協会の岩本充博専務理事の総合司会により進行され、一般社団法人岐阜県産業環境保全協会の粥川長司理事長による開会宣言でスタートしました。

石井邦夫連合会会長の挨拶、来賓として出席された産業・資源循環議員連盟会長の丹羽雄哉衆議院議員、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部の中井徳太郎部長よりご挨拶を頂いたあと、まず第1部の議案審議では、一般社団法人愛知県産業廃棄物協会の永井良一会長を議長に選出し、「平成28年度事業報告並びに平成28年度収支決算承認の件」の議案が審議され満場一致で承認されました。

総会第2部の表彰式では、連合会会長表彰の各賞受賞者として総勢383名の方々が表彰されました。全受賞者を代表して、一般社団法人岡山県産業廃棄物協会会長の大塚雅司様が謝辞を述べました。議案審議及び表彰式を終え、一般社団法人山口県産業廃棄物協会の榎本隆博会長が閉会を宣言し、第7回定時総会は無事閉幕しました。



写真左から、ご来賓の丹羽衆議院議員、中井環境省廃棄物・リサイクル対策部長。写真右は主催者挨拶する石井連合会会長。

●懇親会に多数のご来賓●



写真左から、山本環境大臣、伊藤環境副大臣、井林環境大臣政務官、高市総務大臣、山本農林水産大臣、鶴保内閣府特命担当大臣。

総会後の懇親会には、環境省から山本公一環境大臣、伊藤忠彦環境副大臣、井林辰憲環境大臣政務官をはじめ、高市早苗総務大臣、山本有二農林水産大臣、鶴保庸介内閣府特命担当大臣、盛山正仁法務副大臣、藺浦健太郎外務副大臣、木原稔財務副大臣の各閣僚等、関係省庁及び関係団体、政界から多数のご来賓にお越しいただきました。

懇親会の冒頭、石井連合会会長が挨拶し、ご臨席頂いたご来賓に謝意を表するとともに今後の抱負を述べました。その後、山本環境大臣にご挨拶いただき、伊藤環境副大臣の音頭で乾杯しました。

ご来賓のうち、国会議員の方々は次のとおりです（ご本人のみ。掲載50音順、敬称略）。

- | | | | | |
|-----------|-----------|----------|-----------|----------|
| ○伊藤忠彦（衆） | ○井林辰憲（衆） | ○岩井茂樹（参） | ○衛藤征士郎（衆） | ○大西宏幸（衆） |
| ○小倉将信（衆） | ○片山さつき（参） | ○木原稔（衆） | ○斉藤鉄夫（衆） | ○塩谷立（衆） |
| ○藺浦健太郎（衆） | ○高市早苗（衆） | ○高木毅（衆） | ○高木美智代（衆） | ○竹下亘（衆） |
| ○田中和徳（衆） | ○鶴保庸介（参） | ○丹羽雄哉（衆） | ○望月義夫（衆） | ○森英介（衆） |
| ○盛山正仁（衆） | ○山本公一（衆） | ○山本有二（衆） | ○渡辺 博道（衆） | |

官公庁関係ニュース

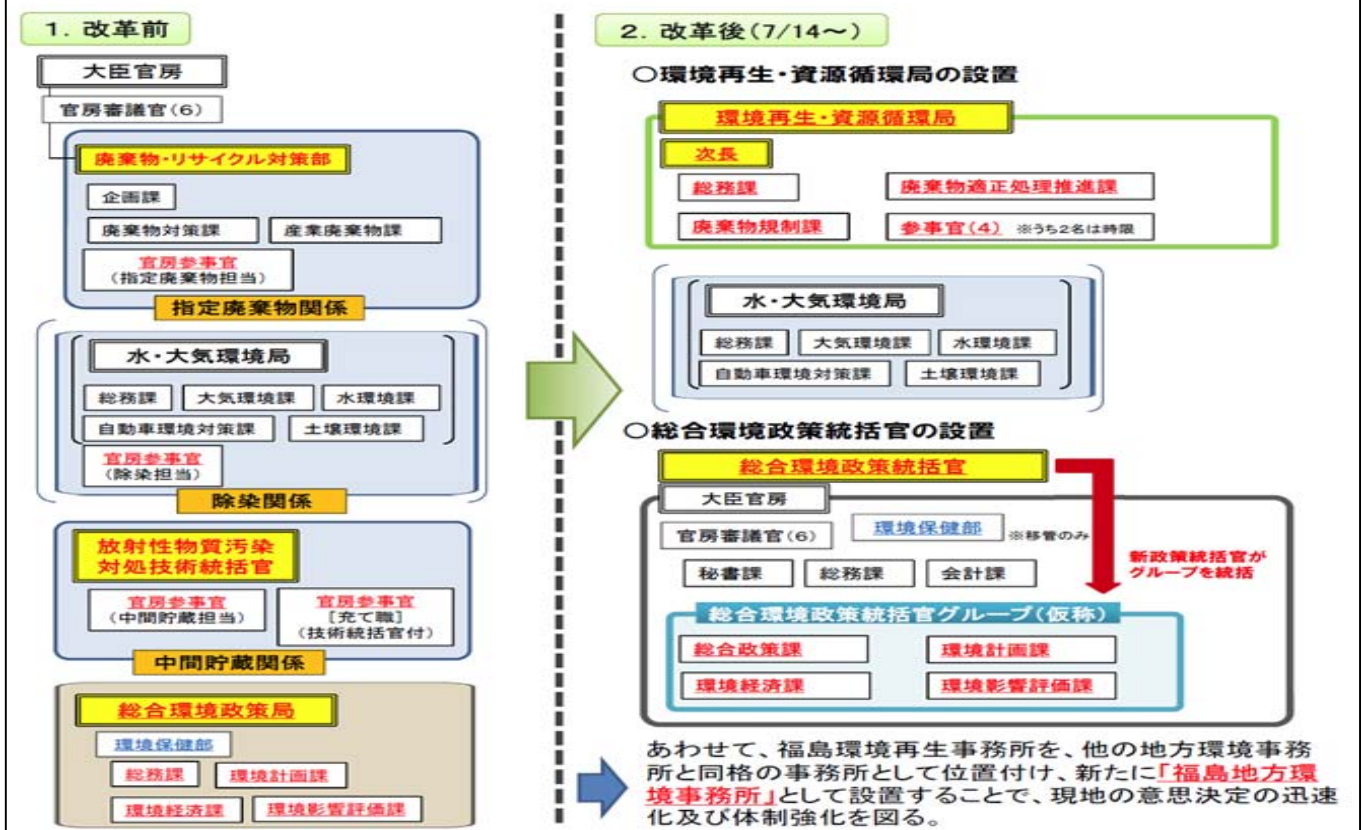
●環境省「環境再生・資源循環局」が発足●

環境省組織令の一部を改正する政令が6月27日に閣議決定されました。同組織例の改正に伴い、大臣官房に置かれている廃棄物・リサイクル対策部は廃止され、新たに「環境再生・資源循環局」が設置されることとなりました（下図参照）。なお、本政令は7月14日に施行されます。

詳細は右記のURLをご覧ください。 <http://www.env.go.jp/press/104202.html>

平成29年度環境省組織改革のポイント

- 東日本大震災の後、放射線汚染物質対策については、既存の組織をベースに逐次増強して体制を整備してきた。
- 「復興・創生期」に入り、復興も新たなステージを迎えた中で、昨年8月の与党東日本大震災復興加速化のための第6次提言を受け、これまで3つの部局にまたがっていた**廃棄物・リサイクル対策と放射性物質汚染対策を統合し一元的に取り組む「環境再生・資源循環局」を新設し**、放射性物質汚染からの環境再生に関し中核的組織として整備。
- この「環境再生・資源循環局」を中心に、大臣以下、環境省の最重要課題として省を挙げて被災地の**環境再生に取り組み、復興創生を一層加速化する**。
- またあわせて、総合環境政策局を改組し、新たに設置する「**総合環境政策統括官**」の下で統括することで、国連持続可能な開発目標(SDGs)の採択等を踏まえ、分野横断的な省全体の企画立案機能を強化する。



●環境省「環境再生・資源循環局」人事(7月14日付)● *括弧内は現職名

○局長 縄田正(放射性物質汚染対処技術統括官) ○局次長 山本昌宏(大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官) ○総務課長 和田篤也(大臣官房参事官) ○廃棄物規制課長 成田浩司(地球環境局地球温暖化対策課市場メカニズム室長) ○廃棄物適正処理推進課長 瀬川恵子(大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長) ○廃棄物適正処理推進課放射性物質汚染廃棄物対策室長 黒川陽一郎(四国経済産業局総務企画部長) ○廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室長 吉川圭子(大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課浄化槽推進室長) ○総務課リサイクル推進室長 田中良典(大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室長) ○企画官 筒井誠二(大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課適正処理・不法投棄対策室長) ○参事官(特定廃棄物対策担当参事官) 植田明浩(自然環境局野生生物課長)

官公庁関係ニュース

●改正廃棄物処理法等が6月16日に公布●

本年の通常国会（第193回国会）に提出された廃棄物処理法改正案及びバーゼル法改正案が6月9日に成立し、同月16日に公布されました。排気物処理法の主な改正点は、①電子マニフェストの使用の義務付け（年間50 t以上の特別管理産業廃棄物を排出する事業場を有する事業者が対象予定）、②二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例、③許可を取り消された産廃処理業者等への対応の強化、④有害使用済機器の保管・処分に対する規制、⑤産業廃棄物管理票の虚偽記載等に係る罰則の引き上げ、の5点です。施行は、上記②～⑤は「公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日」、①は「公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日」とされており、今後は政省令等が整備されることとなります。

●その他のニュース●

【環境省】

◇廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の公布（水銀関係）について
<http://www.env.go.jp/press/104151.html>

◇先進環境対応トラック・バス導入加速事業
http://www.ataj.or.jp/advanced_lev_official/index_about_advlev.html

◇地球温暖化防止活動環境大臣表彰
<http://www.zenkoku-net.org/topics/topic170616.php>

◇低炭素型廃棄物処理支援事業【廃棄物処理施設の省エネ化を図る事業】

・公募関係

http://www.jwrf.or.jp/subsidiary/low_carbon/consulting_save_energy/current/about.html

・説明会

http://www.jwrf.or.jp/subsidiary/low_carbon/consulting_save_energy/current/session.html

◇先進対策の効率的実施による二酸化炭素排出量大幅削減設備補助事業

<http://www.asset.go.jp/rule>

【経済産業省】

◇省エネルギー設備投資に係る利子補給金（経済産業省）

<https://sii.or.jp/rishihokyu29/>

全国産業廃棄物連合会政治連盟第43回理事会を開催

全国産業廃棄物連合会政治連盟の第43回理事会を6月14日に明治記念館において開催しました。

藏本政治連盟副理事長より「廃棄物処理法の見直しにあたり、連合会が提案した意見の実現を図っていくため、この1年の間、産業・資源循環議員連盟と懇談、意見交換を3回行ってきた。廃棄物処理法改正が成立し、今後は政省令において、連合会要望が具体化されるために、連合会とともに活動していきたい。」と挨拶がありました。

また、石井連合会会長より「廃棄物処理法の改正法案が成立したが、連合会が要望した29項目は政省令での対応となる。また、環境省が産業廃棄物処理業の振興策に関する提言を公表し産廃処理業者優良化制度につづいての業界育成の第2段となる。連合会としても内容を十分理解して、現在タスクフォース2で検討している、産業廃棄物処理業における振興方策の法案につなげ、2020年をゴールとして取組んでいきたい。今後、政治連盟の役割は重大になってくる。」と挨拶がありました。

主な議題は、6月23日に開催された第4回産業・資源循環議員連盟幹部との懇談会及びタスクフォース2にて検討されている産業廃棄物処理業の振興方策法案等を中心に議論しました。議題は次の通りです。

議題①；第4回産業・資源循環議員連盟幹部との懇談会について(連合会要望の対応状況と見直しの方向性/廃棄物処理法一部改正法案/産業廃棄物処理業の振興策に関する提言/外国人技能実習生制度)、議題②；廃棄物処理法改正における連合会要望の反映状況、議題③；タスクフォース2の検討状況について(産業廃棄物処理業の振興に関する振興法案)、議題④；その他(連合会の名称変更について)

(政治連盟事務局長・土井)

部会便り

●建設廃棄物部会建設汚泥分科会●

平成29年度第1回建設汚泥分科会を6月29日に開催しました。

議題は「建設汚泥リサイクル製品評価のための自主基準（以下、自主基準）の改訂」、「建設汚泥リサイクル製品事例集の改訂」でした。分科会員等の品質管理の状況について整理した資料をもとに、意見交換が行われました。まずは、自主基準の改訂作業を進めることとしました。（調査部・戒能）

●INDUST 7月号特集「産廃処理に生かせる資格」●

多様化する産業廃棄物処理業。業務の根本に直接むすびつく知識・技能に関する資格は当然、様々ありますが、周辺業界に目を配れば、有用な資格は他にもたくさんあります。全国産業廃棄物連合会では、業界と企業の将来を担う優秀な人材を育成するべく、資格制度の創設に力を入れています。それらの基本的な資格と合わせて、広く周囲を見渡すことで、それぞれの企業と、それぞれの社員の新たな可能性を切り拓く力となるかも知れません。今号では産廃処理に生かせる資格を考えます。（事業部・東方）

- 主な行事予定 - (7月11日～8月30日)

【7月】

- 11日 第35回理事会
産業廃棄物処理実務者研修会（山形）
- 14日 第1回医療廃棄物部会運営委員会
- 18日 第1回マニフェスト推進委員会
- 19日 産業廃棄物処理実務者研修会（横浜）
- 24日 青年部協議会幹事会

- 25日 第8回タスクフォース2会合
- 27日 産業廃棄物処理実務者研修会（千葉）
- 28日 第1回全国正会員事務局責任者会議

【8月】

- 24日 産業廃棄物処理実務者研修会（広島）
- 29日 第1回建設廃棄物部会運営委員会
- 30日 第1回中間処理部会運営委員会



平成29年度産業廃棄物処理実務者研修会 基礎コース 一学ぼう産廃 あなたの知識の再確認一

「改正廃棄物処理法」(6月16日公布)も紹介します!

※本研修会は、継続学習制度(CPDS)の講習会
(一般社団法人全国土木施工管理技士連合会)に認定されています。

1. 目的

この研修会は、産業廃棄物を取り扱う方々の実務に必要な委託契約、マニフェスト(産業廃棄物管理票)、帳簿等の産業廃棄物の幅広い基礎知識を学び、初心者から経験者まで、多くの方々に知識の習得、再認識をしていただくことを目的としております。

産業廃棄物処理の実務を行ううえで、排出事業者も処理業者もやらなければならないこと、知らなければならないことは、たくさんあります。実務を学んで産業廃棄物処理の適正処理を進めましょう!

2. 受講対象者：排出事業者及び処理業者における産業廃棄物を取り扱う実務担当者

3. 開催期日

	開催地	開催期日	会場名	定員
1	山形県	平成29年 7月11日(火)	ヒルズサンピア山形	100
2	神奈川県	平成29年 7月19日(水)	ワークピア横浜	150
3	千葉県	平成29年 7月27日(木)	千葉県自治会館	140
4	広島県	平成29年 8月24日(木)	広島県情報プラザ	150
5	長崎県	平成29年10月 5日(木)	長崎県勤労福祉会館	150
6	熊本県	平成29年10月20日(金)	メルパルク熊本	120
7	群馬県	平成29年11月 8日(水)	前橋問屋センター	150
8	石川県	平成29年11月21日(火)	石川県地場産業振興センター	100
9	京都府	平成30年 1月18日(木)	京都テルサ	150
10	高知県	平成30年 1月24日(水)	高知会館	150
11	東京都	平成30年 2月 6日(火)	ベルサール西新宿	150
12	滋賀県	平成30年 2月16日(金)	ピアザ淡海	150
13	香川県	平成30年 2月21日(水)	ホテルマリンパレスさぬき	150
14	岐阜県	平成30年 3月 2日(金)	OKBふれあい会館	120

4. 研修内容(受付は午前9:30からです。)

10:00 12:00 12:50 13:10 14:30 16:00 16:30

産業廃棄物処理の基礎	昼休み	質疑応答	産業廃棄物の委託 処理と委託契約	産業廃棄物管 理票・帳簿	質疑応答・ 修了証の交付
------------	-----	------	---------------------	-----------------	-----------------

5. 受講料(テキスト代含む)：7,200円(税込)

6. 受講申込・問合せ先

受講を希望される方は、(公社)全国産業廃棄物連合会のHP (<http://www.zensanpairen.or.jp>)からのインターネット申込み又は受講申込書を下記問い合わせ先より入手いただきFAXにてお申込下さい。

なお、各会場は、定員になり次第、締め切らせて頂きます。

<問合せ先> (公社)全国産業廃棄物連合会 事業部

〒106-0032 東京都港区六本木3-1-17 第2ABビル4F

TEL 03-3224-0811 <http://www.zensanpairen.or.jp>

7. 協力機関

- | | | |
|-----------------|------------------|-------------------|
| (一社) 青森県産業廃棄物協会 | (一社) 山形県産業廃棄物協会 | (公社) 群馬県環境資源保全協会 |
| (一社) 千葉県産業廃棄物協会 | (一社) 東京都産業廃棄物協会 | (公社) 神奈川県産業資源循環協会 |
| (一社) 石川県産業廃棄物協会 | (一社) 岐阜県産業環境保全協会 | (一社) 滋賀県産業廃棄物協会 |
| (公社) 京都府産業廃棄物協会 | (一社) 広島県資源循環協会 | (一社) 香川県産業廃棄物協会 |
| (一社) 高知県産業廃棄物協会 | (一社) 長崎県産業廃棄物協会 | (一社) 熊本県産業資源循環協会 |